令和３年５月 17 日

町立小・中・高等学校の保護者　様

浜中町教育委員会　教育長　佐藤　健二

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について
（お知らせ）

新緑の候　皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本町の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、国は緊急事態措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、道は、特に感染者数の急激な拡大がみられる石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市を特定措置区域とし、より一層の強い対策を行うこととしました。

本町においては、措置区域として、これまで通り「新しい生活様式」の行動基準レベル２に基づく感染症対策をしてまいります。

つきましては、本町の各学校では、下記の通りに対応しますので、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　登下校・日課・授業について

衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底を図ります。現在、本町は特定措置区域以外ですので、登下校・日課・授業については、これまで通りとします。「新しい生活様式」の行動基準「レベル２」に基づき教育活動の対応をお願いします。

２　感染防止対策について

改めて衛生管理マニュアルに基づき、徹底させていただきます。なお、マスクについては顔にフィットしたものを選ぶこと、布マスクは１日１回洗濯するなど、ご家庭でのご協力をお願いいたします。

３　学校行事について

緊急事態宣言措置期間の集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせます。また、その期間での感染リスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭）は、中止または延期とします。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とし、感染リスクの低い行事（遠足、自然体験学習、検診関係等）については予定通り実施を可能とします。

４　部活動について

原則中止としますが、各学校長の責任の下、大会等への出場は可能とし、高体連、高野連、中体連、高文連等の大会（地区、全道）に出場する部活動に限り、練習を厳選して行ってください。また、合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛してください。

※なお、これらの件についての問い合わせにつきましては、各学校までお願いします。